

# 第56回全日本シニアボウリング選手権大会

## 開催要項

- 主催：公益財団法人全日本ボウリング協会
- 後援：愛知県、公益財団法人愛知県スポーツ協会、稲沢市、稲沢市教育委員会  
稲沢市スポーツ協会
- 協力：日本ボウリング機構（JBO）、公益財団法人ミズノスポーツ振興財団
- 主管運営：愛知県ボウリング連盟
- 開催月日：2023年6月23日（金）～25日（日）（3日間）
- 会場：稲沢グランドボウル 公競No.122-64号 BW116レーン  
〒492-8164 愛知県稲沢市井之口大坪町80-1 TEL 0587-21-2131
- 競技種目：〔シニア部門・ハイシニア部門〕  
男子・女子別 個人戦・2人チーム戦・選手権者決定戦  
〔マスターズシニア部門〕  
男子・女子別 個人戦
- 年齢区分：2023年4月1日現在 シニア部門 満50歳～満64歳までの者  
ハイシニア部門 満65歳以上の者  
マスターズシニア部門 満75歳以上の者  
※今大会から75歳以上の選手でもハイシニア部門での参加が可能。
- 競技方式：デュアルレーン方式（アメリカ方式）で実施する。
- 競技方法：1）男女シニア・ハイシニア部門は、個人戦・2人チーム戦ともに、それぞれ6ゲームの競技を行い（1ゲーム毎にレーン移動）、その合計得点により各種目の順位を決定する。  
2）選手権者決定戦は、個人戦、2人チーム戦の2種目（12ゲーム）の個人総得点の上位より男子シニア40名、男子ハイシニア28名、女子シニア16名、女子ハイシニア12名（参加人数により変更する場合がある）を決勝出場者とする。  
決勝は更に3ゲームの競技を行い、合計15ゲームの総得点により、各部門の選手権者並びに順位を決定する。  
3）男女マスターズシニア部門は、予選9ゲームの競技を行い（1ゲーム毎にレーン移動）、その合計得点の上位より、男子10名、女子6名（参加人数により変更する場合がある）を決勝出場者とする。  
決勝は更に3ゲームの競技を行い、合計12ゲームの総得点により男子・女子選手権者並びに順位を決定する。

ハンディキャップ：1ゲームにつき、下記のハンディキャップを与える。

部 門	年 齢	H/C	年 齢	H/C
男・女シニア	50～59 歳	0 点	60～64 歳	5 点
男・女ハイシニア	65～69 歳	0 点	70 歳以上	5 点
男・女マスターズシニア	75～79 歳	0 点		
	80 歳以上	5 歳につき 5 点を加算する		

年齢基準は、2023年4月1日現在の満年齢とする。

競技規程：JBC選手権競技会規程並びにJBCボウリング競技規則を適用する。

同位の裁定：各種目において同位が生じた場合、第133条に基づき裁定する。

ただし、選手権者決定戦及びマスターズ部門決勝において1位と2位が同点の場合は9・10フレームの決定戦により順位を決定する。

参加資格：2023年度のJBC登録会員（個人正会員、実業団会員）で、各連盟に所属する満50歳以上（2023年4月1日現在）で、各連盟から選出された代表選手であること。（ただし、個人普通会員は、個人正会員に登録変更すれば参加できる。）

※シニア部門に1名不足が生じた場合、高年齢部門（ハイシニアまたはマスターズシニア）の選手が参加することを特例として認める。ただし、その特例は各連盟男女とも1チームのみとし、その場合の選手のハンディキャップは5点とする。

参加割当：各部門とも、事前の参加希望人数調査に基づき別紙のとおり割り当てる。

但し、定員に達しない場合はエントリー順に追加を認める。

費用：施設使用料 1) 男女シニア、男女ハイシニアの各部門 1名 14,500円  
2) 男女マスターズシニア部門 1名 12,800円

褒賞：1) 個人戦（6部門） 優勝～第6位  
2) 2人チーム戦（4部門） 優勝～第6位  
3) 選手権者決定戦（4部門） 優勝～第6位  
4) 加盟団体表彰 各部門優勝者が所属する加盟団体  
5) 選手権者決定戦出場賞 選手権者決定戦出場者及びマスターズシニア決勝出場者全員  
6) 個人ハイゲーム賞、個人ハイシリーズ賞（各部門 男・女別 スクラッチ）  
注）ただし、選手権者決定戦並びに決勝戦は対象としない。  
7) 最高年齢者特別表彰 男・女 各1名  
8) 参加賞 参加者全員に贈る。

申込締切：2023年5月23日（火）期限厳守のこと

申込方法：別紙所定の申込用紙（Excel ファイル）に必要事項を記入し、各連盟が取りまとめてEmailにてファイルを下記へ送信すること。施設使用料は期日までに下記へ送金すること。

愛知県ボウリング連盟 〒453-0044 名古屋市中村区鳥居通4-21

TEL052(433)9910 FAX052(433)9911

Email: taikai@aichi-jbc.com

送金先：メールの案内を参照のこと。送金締切日は2023年5月23日（火）厳守。

☆ 注意事項 ☆

- 1) 納入された施設使用料は、送金締切日以降、返金しない。また、自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大等により大会を中止した場合、旅費・宿泊費の補償はしない。
- 2) 参加選手は各自の責任で健康診断を受け、健康であることを証明された者が参加すること。
- 3) 主催者として傷害補償責任等は一切負わない。各自において保険証（原本または写し）を持参するとともに、事故や怪我等に備え補償を受けられるスポーツ傷害保険等へ加入すること。
- 4) 公認ゲーム消化証明は、各連盟の責任において確認すること。
- 5) 大会使用ボールの登録は、JBCのホームページより事前にダウンロードをして必要事項を記入並びに1枚持参の上、会場に持ち込んだ全てのボールを競技開始前に登録すること。登録には、2個目から1個につき500円の登録料を納めるものとし、5個目からは特別保管料として1個につき1,000円を追加徴収する。また、ボールの追加登録は原則として認めない。
- 6) 競技中に参加全競技者の中から無作為にボール検査を実施する。  
シフト終了後、主管役員により指名された選手は速やかにボール検査に協力すること。  
登録していないボールを会場へ持ち込んだ場合、それまでの記録は全て無効とする。
- 7) 原則、当日ボール検査は行わない。事前に検査を受けボール検査合格証を持参すること。
- 8) 競技フロアへのボールの持ち込みは4個以内とする。
- 9) 会員証不携帯の場合、今大会のみ有効の臨時会員証を発行する。  
申請書に必要事項を記入し、300円の発行手数料を添えて申請すること
- 10) JBCの定める「新型コロナウイルス感染症予防策ガイドライン」に基づいて実施する。  
参加にあたり、選手は大会当日、新型コロナウイルス感染症リスクチェックシートを提出し、予防策ガイドラインを遵守すること。遵守しない場合、大会の参加を認めないので注意すること。
- 11) 会場にボールバック等を送る場合は6月21日午後以降の到着で送ること。  
会場からボールバック等を送る場合はヤマト運輸の着払いとなる。
- 12) 大会関係者・監督・参加選手・引率者等にIDカードを発行する。IDカードの無い者は競技フロアに入ることはできない。
- 13) 本大会の映像・写真・記事・記録等における個人情報（氏名・年齢・性別・記録・肖像等）は、広報の目的で使用・公開する。また報道機関に提供することがある。その掲載権・使用权は主催者に属する。
- 14) 本大会開催中、会場内で撮影した写真・映像等は、映る人物の個人情報（肖像を含む）およびプライバシーに配慮し、個人使用の範囲内に限ることとする。報道目的、企業活動での撮影および公開は、必ず主催者の許可を得ること。なお本大会ではTV放映等の事情により、主催者が会場内での撮影行為を禁止する場合がある。
- 15) 引率者については団体ごとに1名まで登録できる。但し、登録状況次第で追加を認める場合がある。

※ドーピング検査について※

1. 本競技会は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会である。
2. 本競技会参加者（18 歳未満の競技者を含む。以下同じ）は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程にしたがい、ドーピング・コントロール手続の対象となることに同意したものとみなす。18 歳未満の競技者については、本競技会への参加により親権者の同意を得たものとみなす。
3. 本競技会に参加する 18 歳未満の競技者は、親権者の署名した同意書を大会に持参し携帯すること。親権者の同意書フォームは、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）のウェブサイト（<https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html>）からダウンロードできる。18 歳未満の競技者はドーピング検査の対象となった際に、親権者の署名が記載された当該同意書を担当検査員に提出すること。なお、親権者の同意書の提出は 18 歳未満時に 1 回のみで、当該同意書の提出後に再びドーピング検査の対象となった場合は、すでに提出済みであることをドーピング検査時に申し出ること。ドーピング検査会場において親権者の同意書の提出ができない場合、検査後 7 日以内に JADA 事務局へ郵送にて提出すること。親権者の同意書の提出がなかった場合でも、ドーピング・コントロール手続に一切影響がないものとする。
4. 本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査（尿・血液等検体の種類を問わず）を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかつた場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
5. 競技会・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技/運動終了後 2 時間の安静が必要となるので留意すること。
6. 日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト（<http://www.playtruejapan.org>）にて確認すること。